

令和5年9月

お客様各位

にいかわ信用金庫

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

にいかわ信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客様がお取引にあたって当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客様は各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫が交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます（注）。

注．具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当金庫ではインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせていただきますので、ご通知いたします。

【ご参考】当金庫の適格請求書発行事業者登録番号:T1230005003536

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料（両替手数料、硬貨入金手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「受取書」を発行いたします。
- (2) 営業店窓口に備付けの振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合などは、各種伝票に複写式となっている「振込金受取書・振込金受付書（兼手数料受取書）」をインボイスとしてご利用いただけます。

2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成のうえ交付します。

- (1) 「インボイス管理票」の交付方法は「電子交付」といたします。
「電子交付」のご利用に必要なログインIDおよびパスワードについては、申込書に記入いただいたメールアドレスにご通知いたします。
- (2) 「インボイス管理票」は、基準月の1日から末日までを集計し、基準月の翌々月に発行いたします。
発行は令和5年10月分から開始します。
- (3) 「インボイス管理票」について、対象となる取引がない月については、作成・交付を行いません。
また、作成の有無等については特段のご連絡は差し上げませんので、お客様にて電子交付の状況を適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

3. A T Mでのお取引について

A T Mでのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

4. ご留意事項

インボイスの再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。

5. 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

以上